

弁護士法人 三宅法律事務所

Miyake & Partners



Miyake newsletter

犯収法における非対面取引の本人確認方法の厳格化（2027年4月施行）

はじめに、

平素より大変お世話になっております。

さて、今回は「犯収法における非対面取引の本人確認方法の厳格化（2027年4月施行）」
をご案内させていただきます。

令和7年4月11日

弁護士法人三宅法律事務所

*本ニュースレターに関するご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之（執筆者）

TEL 03-5288-1021 FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

第1. 規則の改正案と改正の背景

1. 改正規則案

警察庁は、2025年（令和7年）2月28日、パブリックコメント『「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について』¹を公表した（意見募集締切：2029年3月29日）。

同規則改正案（以下「改正後規則」という。）は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（「犯収法」）における非対面取引の本人確認方法に関して、マイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りの方法や公的個人認証の方法等に限定する改正内容であり、金融機関をはじめとする犯収法上の特定事業者の本人確認の実務に大きな影響を与えるものである。

改正後規則の施行期日は **2027年（令和9年）4月1日**とされており、約2年間の猶予期間が設けられている。

2. 改正の背景

改正後規則の背景は、SNS型特殊詐欺やロマンス詐欺など預貯金口座への振込みにより他人の金銭を詐取する類いの犯罪において、架空・他人名義の口座が振込先として悪用されているところ、このように不正に利用される振込先口座には、本人確認書類（運転免許証等）の偽造等により不正に開設されたものであることによる。

2024年（令和6年）6月28日に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」（「金融庁レポート」）²においては、「偽造本人確認書類を用いた預貯金口座開設への対応」として以下の記載がなされている。

特殊詐欺や SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺など預貯金口座への振込みにより他人の金銭を詐取する類いの犯罪において、架空・他人名義の口座が振込先として悪用されている例が多数みられる。

このように不正に利用される振込先口座には、本人確認書類（運転免許証等）の偽造等により不正に開設されたものもある。インターネット上には、偽造本人確認書類の販売や本人確認書類の偽造等の請負に関するウェブサイトが存在し、精巧な偽造書類を比較的容易に入手することが可能となっている。そのため、金融機関等にとって、本人確認書類の偽造等への対応を始め、不正な手段による口座開設への対策は急務である。特に、顧客と対面することなく口座開設を受け付ける場合には、本人確認書類自体の手触りや質感等を確認することができず、偽造等を看破することが困難であることから、本人特定事項の確認方法の特性に応じた対応を検討する必要がある。後述の「**国民を詐欺から守るための総合対策**」では、**口座の不正利用防止対策の強化等として、非対面、対面ともに公的個人認証による本人確認を行うこととしている。**

¹ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=120250002>

² <https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240628/20240628.html>

なお、本人確認書類の偽造等を識別するために金融機関等では、以下のような対策が講じられている。

- ・ 本人確認書類の偽造に関し、手口等の特徴を分析して審査に活用
- ・ 偽造本人確認書類の識別能力を向上するためシステム化を推進
- ・ 口座開設数の増加に応じ、行内のリソース確保や業務委託先との連携を含め、適切な審査体制を整備

また、本人確認書類の偽造等に対し高い耐性を持つと考えられる本人確認方法としては、犯収法施行規則第6条第1項第1号ヘ・ト・チに規定する本人確認書類のICチップに記録された情報の送信を受ける方法のほか、同号ワに規定する公的個人認証サービスを利用する方法があり、今後、一層の利用拡大が期待される。また、対面での本人確認においても、本人確認書類の提示に加え、ICチップ情報の確認を行うことも偽造本人確認書類を見分ける上で効果的である。

2024年（令和6年）6月18日に政府・犯罪対策閣僚会議が公表した「国民を詐欺から守るための総合対策」³（同報告書18～19頁）においては以下の記載がなされている。

携帯電話や電話転送サービスの契約時の本人確認において、本人確認書類の券面の偽変造による不正契約が相次いでいることから、犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。また、そのために必要なICチップ読み取りアプリ等の開発を検討する。さらに、公的個人認証による本人確認を進める。

「国民を詐欺から守るための総合対策」では、上記のとおり、「非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化」とされているが、改正後規則は、金融庁レポートの考え方に近く、公的個人認証の方法のほか、「本人確認書類のICチップに記録された情報の送信を受ける方法」も改正後も認められる。

³ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>

第2. 改正の具体的な内容

【改正の全体像】

- eKYCについては、「写真付き本人確認書類のICチップ情報」を用いた方法は改正後も認められるが、「写真付き本人確認書類の画像」を用いる方法は原則廃止される（下記1、2、3、4）
- 郵送による場合には、本人確認書類の「原本」（印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法に限定されることになる。（下記4、5）
- 本人確認書類に現在の住居が記載されていない場合に利用する、他の「本人確認書類」や「補完書類」についても「原本」に限定されることになる。（下記10）
- 「国民を詐欺から守るための総合対策」で提言された『対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。』は今回の改正では採用されていない。

※以下では、一般社団法人全国銀行協会の「「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見について」⁴を「全銀協パブコメ」という。

4

<https://a.msip.securewg.jp/doc/docview/viewer/docN7F29B27A976F94bbd6a766691e985f8653ecbbceccb411a530251a81110b7a94af9ac5a8e00b>

1. 規則6条1項1号ホの削除

現行ホ方式：「写真付き本人確認書類の画像」＋「容貌の画像」を用いた方法

- 顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類）の送信を受ける方法

⇒現在、オンラインで完結する本人確認方法（eKYC）の一手法として広く利用されているホ方式は廃止されることになる。顔写真付き本人確認書類としての偽造の可能性が否定できないことが廃止の理由であると考えられる。

【「現行ホ方式」のイメージ】⇒廃止される

[例]



(出所) 金融庁作成資料

(全銀協パブコメ No. 1)

- 当行の新規口座開設申込は、外国人のお客さまからのお申込みが一定割合を占めており、在留カード撮影+自撮りによる本人確認（ホ方式）が多くを占める。ホ方式廃止の場合はこれら外国人のお客さまのお申込を弾くことになるため、特例措置として例えばホ方式+ICチップ読取による本人確認方法も許容することをご検討いただきたい。

2. 改正後規則6条1項1号ホ（改正前規則6条1項1号へ）

現行へ方式：「写真付き本人確認書類のICチップ情報」＋「容貌の画像」を用いた方法

- 顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌）の送信及び写真付き本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受ける方法

⇒へ方式（「改正後ホ方式」）については改正後も認められる。

【「現行へ方式」（「改正後ホ方式」）のイメージ】

[例]



(出所) 金融庁作成資料

(全銀協パブコメ No. 2)

- 改正後ホ方式（現行へ方式）は、ICチップ情報送信と本人容貌の画像送信を受ける方法ですが、ICチップ内の情報が更新されていない（旧住所のまま等）場合、ICチップ情報送信に加えて、更新後の情報が確認できる本人確認書類の画像送信を受けるという方法は可能であるか。

（理由）例えば、本人確認書類の券面の記載情報と内蔵されたICチップの情報が何らかの事情で完全一致しないケース（例えば、システム上表示不能な字体の使用、ICチップ情報の更新未済など）があった場合に、「ICチップ情報+本人容貌」のに加え、本人確認書類の画像送信を受けられる方法が認められるか確認したいため。

(全銀協パブコメ No. 3)

- ICチップ付きの本人確認書類である免許証や在留カード等で、現行の「へ」方式で本人確認する場合において、本人確認書類の券面の記載事項（氏名、住所等）に変更が生じている場合、券面の画像を顧客より送信してもらい、券面画像から変更事項が確認できれば、現行の「へ」方式の確認方法として認められるか。

(全銀協パブコメ No. 4)

- 本人確認書類撮影画像での本人確認方法廃止に伴い、ICチップ読取での本人確認方法に移行するにあたり、ICチップ読取で取得できる情報を増やしていただきたい。本件改正が第三者によるなりすましを防止する目的であるならば、マイナンバーカードによる公的個人認証で連携される4情報（漢字氏名、住所、生年月日、性別）では足りず、カナ氏名・国籍・変更履歴等（在留カードであれば在留資格に関わる多様な情

報)もご連携いただくことで、より多面的な審査が可能となり犯罪抑止に効果的と考
える。また、マイナンバーカードの IC チップ読取では、公的個人認証だけでなくへ
方式も導入予定だが、へ方式においてはマイナンバーカードの有効期限もご連携いた
だきたい。在留カードの IC チップ読取では、券面の表面の画像・顔画像が連携され
るということだが、文字情報のデータ連携、情報更新時の IC チップ情報の更新をお
願いしたい。合わせて、各本人確認書類の発行体が異なるため、警察庁や出入国在留
管理庁とも連携強化するなどのお力添えを賜りたい。

**(全銀協パブコメ No. 5) (改正後規則 6 条 1 項 1 号ホ、へ、ト関連 (改正前規則 6 条 1 項
1 号へ、ト、チ関連))**

- 1 歳未満の場合、マイナンバーカードに顔写真がなく、現行の「へ」方式による確認
方法はできないが、現行の「ト」「チ」の IC チップによる確認方法は利用できる、と
いう理解で相違ないか。
- 住所記載欄のない新型パスポートについては、第 6 条第 2 項の方法により、現在の住
所が確認できる本人確認書類原本の提示または送付を受けたとしても、現行の「へ」
「ト」「チ」の IC チップにより本人確認をする方法は認められない、という理解で相
違ないか。

3. 改正後規則6条1項1号へ（改正前規則6条1項1号ト(1)(2)）

(1) 「本人確認書類の画像またはICチップ情報」＋「銀行等への顧客情報の照会」を用いた方法（改正後6条1項1号へ(1)（改正前規則6条1項1号ト(1)））

顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、**本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された本人確認書類（顔写真付き本人確認書類のうちを限り発行されたもの）（※個人番号カード、運転免許証、在留カード等））の送信又は当該ソフトウェアを使用して読み取らせた本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受けるとともに、①他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に取引時確認を行い、その確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該顧客等又は代表者等から本人しか知り得ない事項の申告を受けることにより、当該顧客等が当該記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認する方法**

【「現行ト(1)方式」のイメージ】

[例]



(出所) 金融庁作成資料

(2) 「本人確認書類の画像または IC チップ情報」 + 「顧客名義口座への振込み」 を用いた方法（改正後 6 条 1 項 1 号へ(2)（改正前規則 6 条 1 項 1 号ト(2)））

顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、**本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顔写真付き本人確認書類（一を限り発行されたもの））（※個人番号カード、運転免許証、在留カード等）の送信又は当該ソフトウェアを使用して読み取らせた本人確認書類に組み込まれた IC チップ情報の送信を受けるとともに、顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認済みの預貯金口座に金銭を振り込み、顧客等から預貯金通帳の写し等の送付を受ける方法**

【「現行ト(2)方式」のイメージ】

[例]



(出所) 金融庁作成資料

⇒改正によって、「現行ト(1)方式」（「改正後へ(1)方式」）または「現行ト(2)方式」（「改正後へ(2)方式」）とともに、顔写真付き本人確認書類の画像の送信の方法は認められなくなり、改正後は、顔写真付き本人確認書類のうち一を限りに発行されたもの（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等の）の IC チップ情報の送信のみ認められることになる。

4. 改正後規則6条1項1号ト（改正前規則6条1項1号チ）

- ① 顧客等又は代表者等から、本人確認書類の**原本**の送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- ② 顧客等又は代表者等から、本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受けるとともに、当該情報に記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- ③ 顧客等又は代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顔写真付き本人確認書類のうちを限り発行されたもの）（※マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）の送信を受けるとともに、当該本人確認用画像情報に記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

③の特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受ける方法が廃止される。

①については、「本人確認書類の原本」として送付が可能である、規則7条1号ニに掲げるもの（印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書）に限定されることが明確化された。

②については変更なし。

5. 改正前規則6条1項1号リ（リ方式）の廃止

以下の①・②のいずれの方法も廃止される。

- ① 顧客等又は代表者等から、本人確認書類（現在の住居の記載があるもの）（※顔写真付き・顔写真なし問わず）2通の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- ② 顧客等又は代表者等から、本人確認書類（※顔写真付き・顔写真なし問わず）の写し及び現在の住居の記載がある補完書類（本人確認書類に現在の住居の記載がない場合は、当該本人確認書類及び補完書類2通）又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類等に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

6. 改正後規則6条1項1号チ（改正前規則6条1項1号ヌ）

- 給与振込口座を開設する場合に、顧客等又は代表者等から、本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該法人の本店等又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込みを受ける預金又は貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。）
- 証券口座を開設する場合に、顧客等又は代表者等から、本人確認書類の写しの送付及びマイナンバーの提供を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記録されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

⇒ **確認方法についての実質的な変更はなし。本人確認書類の写しに現在の住居の記載がない場合に補完書類またはその写しでの確認が認められることになる。**

※ 当該本人確認書類の写しに現在の住居の記載がない場合には、本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写しの送付を受け、当該保管書類又はその写しに記載のある当該顧客の住居に転送不要郵便等を送付することが新たに認められることになる。

7. 改正後規則6条1項1号カ（改正前規則6条1項1号力）

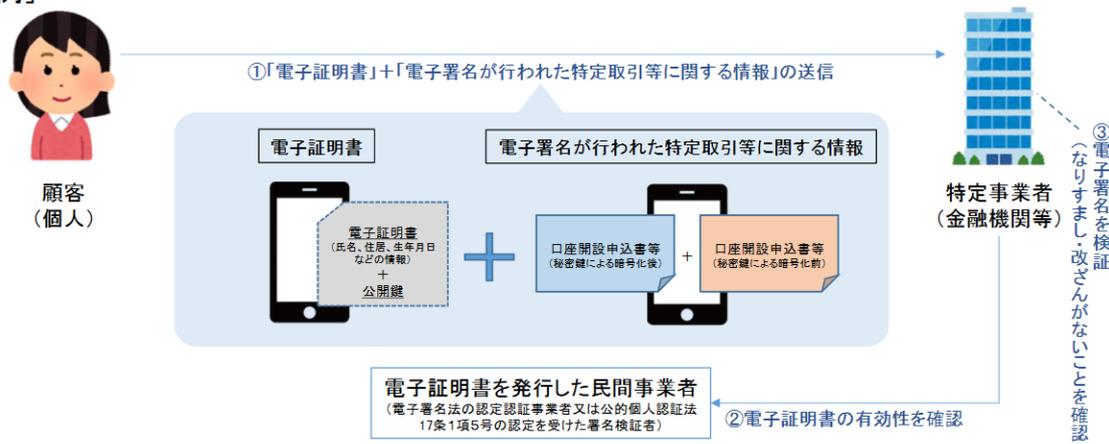
【民間事業者発行の電子証明書】を用いた方法

公的個人認証法に基づく電子証明書（氏名、住居、生年月日の記録のあるものに限る。）

及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

※利用者の真偽の確認の方法（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則5条1項各号）が自動化されることにより省略されるものと思われるが詳細は不明。

[例]



（出所）金融庁作成資料

8. 改正後規則6条1項1号ワ（新設）

「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」である顧客等またはその代表者等から、①当該顧客等の本人確認書類の原本の送付を受け、または、①' 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、「本人確認用画像情報」の送信を受けるとともに、②当該本人確認書類に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

- ①の「本人確認書類」の原本としては、パスポート（旅券）や在外日本大使館の在留証明（当該自然人の氏名、住居、及び生年月日の記載があるもの）ぐらいしか考えられない。なお、2020年2月4日以降に発行される旅券は所持人記載欄がないので、別途補完書類が必要になるが、改正後規則6条2項（下記10参照）により、現住居の記載のある「本人確認書類または補完書類の原本」のほか、「本人確認書類または補完書類の写し」の送付を受けることになると考えられる。
- ①'「本人確認用画像情報」とは、当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類（規則7条1号イからハマまでに掲げるもののうちを限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報のうち、当該本人確認書類に記載されている「氏名・住居・生年月日」および当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。
※「本人確認用画像情報」における「本人確認書類」は、「規則7条1号イからハマ

でに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。」とされているところ、「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」である顧客等であるので、運転免許証、個人番号カード、在留カード、印鑑証明書などは対象とならない。該当し得るのは、パスポート（旅券）ぐらいしか考えられない。

（全銀協パブコメ No. 9）

- 日本国籍を有する国外転出者については、第7条第1項第4号に規定する書類は利用できないという理解でよいか。また、日本国籍を有する国外転出者の場合、同第1号イ～ニで国外転出時に有効なものはほぼないと解されるが、在外日本大使館の在留証明（当該自然人の氏名、住居、及び生年月日の記載があるもの）1枚の送付を受け、当該顧客等の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することにより、第6条第1項第1号ワに規定する本人確認方法を充足するという理解でよいか。

（全銀協パブコメ No. 10）

- 国外滞在予定が1年未満のため転出届を提出していない者は適用外という理解でよいか。この場合、国外に居住する国外転出者でない日本人が非対面完結で行える本人確認方法はないという理解でよいか。ある場合、その方法をご教示いただきたい。

（全銀協パブコメ No. 11）

- 顧客が国外転出者であるか否かを特定事業者は確認する必要があるのか、また、必要がある場合、どのようにして国外転出者か否かを確認できるか。

9. 改正後規則6条1項1号カ（新設）

「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」である顧客等またはその代表者等から、①当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は①' 当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（公共料金の領収書については、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、②当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合については、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

- 「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」について、顧客等の現在の住居の記載のある補完書類（またはその写し）により補完することを認めていることに鑑みると、従来解釈を変更し、外国の公共料金の領収書なども補完書類とし

て認めたように読める。

(全銀協パブコメ No. 12)

- 住民基本台帳法の適用を受けない者または国外転出者についての補完書類として、第6条第2項第3号に規定する「公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書」が含まれる旨規定されている。過去のパブリックコメントにおいては、「**外国の公共料金の領収証書については、特定事業者がその真正性を判断するのが困難であることから、日本国内において供給される電気等の公共料金の領収書に限ることとされています。**」（「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について」（平成20年1月）8～9頁）とされているが、今回解釈変更が発生し、国営企業に限らず、外国の民間企業による電気等の公共料金の領収証書についても補完書類として利用できるかと解してよいか。

10. 改正後規則6条2項：送付する本人確認書類・補完書類を原本に限定する改正

- 現行規則では、本人特定事項の確認を行う場合において、顧客等又は代表者等の現在の住居等が本人確認書類と異なる場合又は住居等の記載がないときは、他の本人確認書類や補完書類の提示を受け、又はこれらの書類若しくはその写しの送付を受け、現在の住居等を確認する必要がある。
- 改正規則により、非対面の場合、「補完書類は原本」の送付のみ認められることになり、「補完書類の写し」の送付は認められなくなる。
- ただし、①改正後規則6条1項1号ホからトもしくはワ（上記8参照）に掲げる方法により、「住民基本台帳法の適用を受けない者」または「国外転出者」である顧客等の本人特定事項を確認する場合、または、②法人顧客の代表者等から、改正後規則6条1項3号ニに掲げる方法により外国に本店・主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合には、当該「本人確認書類または補完書類の原本」のほか、「本人確認書類または補完書類の写し」による確認方法が認められる。

(全銀協パブコメ No. 14)

- 本人確認書類に現住所の記載がない場合の確認方法について、提示または送付を受ける本人確認書類原本は、偽造・改ざん対策が施された書類に限らない（現行どおり）、という理解で相違ないか。

(全銀協パブコメ No. 15)

- 今回の改正により補完書類は写しではなく原本の送付を受けることが必要となったが、公共料金の領収証書について、公共料金を口座振替で支払った場合などは紙の領収証書が発行されず、領収証のPDFをネット上で取得し、印刷したものを公共料金の

領収証書として取り扱うケースが増加している。この場合、公共料金の領収証書の原本として取り扱ってよいか。

(全銀協パブコメ No. 16)

- 公共料金の領収証書について、料金がクレジットカード払いであった場合等は領収証書が発行されず、領収証書に代わるものとして契約者名・使用場所・領収金額・領収日の記載のある「支払証明書」が供給会社から発行される。現住所の確認において、代替手段のない顧客が多くなることが見込まれることから、「支払証明書」も公共料金の領収証書に準じる補完書類として認めていただきたい。

11. 改正後規則6条3項：送付する本人確認書類・補完書類を原本に限定する改正

- 規則6条3項は、顧客等が法人である場合、顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所（「営業所」）の記載がある当該顧客等の本人確認書類等の提示等を受けるとともに、当該営業所に宛てて取引関係文書を送付することもできることを定めている。
- 改正により、規則6条2項と同様に、現住居であることを補完する本人確認書類・補完書類が原本に限定される。
- ただし、当該場所が外国に所在し、かつ、当該顧客等が外国に本店・主たる事務所を有する法人である場合には、「本人確認書類または補完書類の写し」の送付も認められる。

12. 改正後規則6条4項：

- 規則6条4項は、顧客等の住居又は本店等若しくは営業所等取引関係文書を送付する方法に代えて、特定事業者の役職員が顧客等の住居又は本店等若しくは営業所等に赴いて、当該顧客等又は代表者等取引関係文書を交付する方法について定めている。
- 改正後規則6条4項1号は、当該特定事業者の役職員が赴く先である「顧客等の住居又は本店等」につき、「本人確認書類またはその写しに記載されている場合」のほか、改正により、「補完書類またはその写しに記載されている場合」および「人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録されている場合」を追加している。

12. 印鑑証明書の取り扱いの変更

- 現行法では、印鑑証明書は、「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書」（規則7条1号ハ）か「それ以外の印鑑証明書」（規則7条1号ニ）に分けて規定しており、認められる本人確認方法が異なる。
- 「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書」（規則7条1号ハ）については、顧客等又は代表者等から、当該印鑑証明書の提示を受けるとともに、二次的確認

手段として、①本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法、②提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類又は補完書類の提示を受ける方法、③提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受ける方法が認められている（規則6条1項1号ロ、ハ、ニ）。

- 「**特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書以外の印鑑証明書**」（規則7条1号ニ）については、顧客等又は代表者等から、当該印鑑証明書の提示を受けるとともに、二次的確認手段として、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法のみ認められている（規則6条1項1号ロ）。
- 現行法上、「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書」の方が本人確認書類として質が高い扱いをされているのは、「口座開設時等、取引時確認対象取引において使用するための印鑑とともに印鑑登録証明書を持参した顧客等は、当該登録印鑑の保持から一定の同一性が担保されと考えられ、ハにおいて規定されている」とされている（「全訂版：逐条解説 犯罪収益移転防止法」（犯罪収益移転防止制度研究会編著）（東京法令出版）290頁）。
- 改正規則により、「特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑証明書」が規則7条1号ハより削除され、一律、規則7条1号ニの扱いとなり、顧客等又は代表者等から、当該印鑑証明書の提示を受けるとともに、二次的確認手段として、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法のみ認められることになる（規則6条1項1号ロ）。